

令和6年自転車指導啓発重点地区

【麻生警察署】



この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

上麻生1~4丁目

【選定理由】

- ・ 上麻生1丁目付近
上麻生1丁目の小田急線新百合ヶ丘駅付近には、公的機関・企業・学校・商業施設等が数多くあり、自転車駐輪場も区内で一番集中していることから、通勤・通学、買物等での自転車利用者が非常に多く、歩道通行等をする自転車が目立つ。
- ・ 上麻生2~4丁目付近
上麻生2~4丁目は住宅街で、住人が通勤・通学、買物等で自転車を利用する者が多い。また、同地域は道路幅員が狭く、傾斜地のため、危険を伴う。
- ・ **自転車利用者のルール違反やマナーについての要望多数**

重点地区でよく見られる

『自転車利用者の違反』

形態について...

- 歩道での歩行者妨害等
- 携帯電話を使用しながらの運転
- 一時不停止
- 踏切不停止
- 通行禁止 等



★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！ ★

- 1 歩道は、歩行者優先！
自転車が通行できる歩道でも、**車道寄り**をすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は**一時停止**をしましょう。
- 2 ながら運転は危険！
片手運転になったり、**周りの危険を発見することができず**、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう！
- 3 「止まれ」では確実に一時停止を！
一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。